

# 書誌情報における刷の記録について

蟹瀬 智弘

## 概要

版表示に変更のないまま増刷された資料について、書誌情報の出版年として記録する年は、「日本目録規則」、”Anglo-American Cataloguing Rules” とともに、記述対象資料の個別の発行年からその版の初刷の発行年へと変化してきた。それに伴い当該資料の刷の情報は記録しなくなったが、刷により本文の内容が異なることも多いので、刷の情報も記録するべきであると筆者は考える。本稿では、これからの書誌情報として、刷に関する情報を記録しておくこと、そして記録する場所は個別資料の情報とすることを提案する。

## 1. はじめに

日本の標準的目録規則である『日本目録規則 1987 年版（以下 NCR1987）』では記述の基礎を版に置いており、原則として刷次は記録しない。そのため、版が異なれば別の記述となるが、刷のみの相違では書誌記述は同一になる。これは、内容に変更があったものは版表示が異なり、版表示が同じで刷が異なるだけでは内容に変更がない、という前提に立つものであるが、実際には増刷に際して内容に修正が加えられる場合も多いので、筆者は書誌情報の記録として不十分であると考えます。

また *Anglo-American Cataloguing Rules. Second Edition* では、記述の基礎は NCR1987 と同じく版であるが、刷により内容に相違がある場合は版表示を補記することが可能である。

本稿では、これまでの目録規則と、今後の書誌記述に大きな影響力を持つ概念モデルである FRBR、およびその考えを導入した新しい目録規則である RDA における刷の扱いを概観した上で、刷に関する情報を今後どのように扱うべきかを考察する。

## 2. 「和漢圖書目録編纂概則」における刷

版や刷の扱いには言及がなく、出版年についても「出版年紀」を記録する、としか記載がない<sup>1)</sup>。そのため、この「出版年紀」が当該資料の刷の出版年か初刷の出版年かは不明である。

### 3. 日本目録規則における刷

#### 1) 1942年版

版については「版次，版別ヲ書名又ワ著者名ニ引續キ記載スベシ。但シ初版ノモノワ通例コレオ省略スルモノトス。」(96. 版次，版別)<sup>2)</sup>とあるのみで、刷については言及がない。また、出版年についても「和漢圖書目録編纂概則」と同じく「出版年紀」を記載するという規定しかない。<sup>3)</sup>

#### 2) 1952年版

出版年として記録する年はその資料の刷年と考えられる。

「出版年は図書に表示された紀年をとり」(114 出版年)<sup>4)</sup>とあり、実際の目録作業では刷年を記録することが多かったと思われるが、この規定の文章のみを読む限りではこの出版年が最初の刷の年なのか、あるいは当該資料のものなのかは必ずしも明らかではない。しかし版については、「改訂，増補等の版次は著者表示のつぎに記載する。」のに対して、「内容に改訂増補を加えない単なる序数による版次，又は刷次は，出版年のあとに記載する。」

(103 版次)<sup>5)</sup>とある。内容に改訂増補のない刷次を改訂増補のある版次と区別して、出版年の後ろに版次や刷次を記録することでその出版年の版刷次を表すのであるから、この出版年は当該資料の刷の年を意味すると考えられる。

#### 3) 1965年版

1965年版では、内容に変更のない刷次は原則として省略し、必要があれば一般注記に記載することになったが、出版年については1952年版と同じ文言であるので、当該資料の刷の年であると考えられる。

「内容に改訂・増補を加えない単なる序数による刷次は，通常省略する。ただし，必要があるときは一般注記に記載する。」(107 版表示)<sup>6)</sup>

「出版年は，図書に表示されている紀年を記載する。」(119 出版年)<sup>7)</sup>

なお、巻末付録の「用語定義」では、以下のように定義されており、刷による内容の相違については言及されていない。

「版表示 図書に表示されている版次または版種の表示。また，記入上の版に関する記載事項。」<sup>8)</sup>

「版次 ある図書を著者または編さん者が改訂・増補して出版した場合に版につけられる序数。」<sup>9)</sup>

「刷次 同じ組版によって刷を重ねる場合の順序数。」<sup>10)</sup>

#### 4) 新版予備版

内容に改訂・増補を加えない刷次は一般注記にも記録しなくなった。これは、内容に改訂、

増補を加えないのだから注記としても必要がないということだと思われる。

「内容に改訂，増補を加えない刷次は記載しない。」(2.3.1.2 (刷次))<sup>11)</sup>

出版年は「最新の」出版年であることが明記された。

「出版年は，その図書に表示されている最新の出版年を西暦紀年で記載する。」(2.4.3.1 (出版年))<sup>12)</sup>

巻末の用語解説における解説は以下のとおりである。

「版・版次 版とは，本来印刷のもとになる組版そのものをいうが，同一組版による同一出版者の出版物をもいう。一度出版された図書の内容を改訂・増補して出版する場合には，版が改められるわけで，その順序は「初版」，「2版」，「改訂3版」などと表示される。(以下略)」<sup>13)</sup>

「版表示 図書に表示されている版次，または刊行された図書の特殊な種類(縮刷版，豪華版等)についての表示。」<sup>14)</sup>

「刷次 同じ組版または原版によって刷りを重ねる場合の順序数。したがって同一図書については刷次が異なっても，誤植等の微細な訂正を除くほか内容に変更はない。わが国では出版者により版次と混同して用いられていることが多い。」<sup>15)</sup>

つまり刷であっても内容に相違があり得ることは認識されているのだが，それは「誤植等の微細な訂正」であるので，区別する必要がない，と考えていることになる。

## 5) 1987年版

刷次であっても，内容に相違があることを示す語がある場合は付加的版表示とする。

「刷次は記録しない。ただし，刷次の表示中に特に改訂，増補等の表示があれば，これを付加的版表示として記録する。」(2.2.1.1 (版表示とするものの範囲) 2.2.1.1C)<sup>16)</sup>

逆にいえば，改訂，増補等の表示がない刷については記録しないことになる。

出版年については，その版の最初の刊行年を記録するように変更になった。

図書の場合は，「記述対象とする図書の属する版が最初に刊行された年を記録する。」(2.4.3.1 (出版年，頒布年等とするものの範囲))<sup>17)</sup> (なお，2.4.3.1 任意規定として「図書に表示されている最新の出版年を付記する。」とあるので，このことから旧版における「最新の出版年」は最新の刷の年を示していたものと考えられる。)

また，記述総則では明確に，最新の刷の年ではない旨が明記されている。

「記述対象資料に表示されている，当該資料の出版，頒布，公開，発行等の年(または日付)。最新の刷りの年でなく，その出版物が属する版が最初に刊行された年とする。」(1.4.3.1 (出版年，頒布年等とするものの範囲))<sup>18)</sup>

巻末の付録6用語解説における解説は新版予備版とほぼ同じである。

「刷り 同一原版を用いて，一つの工程で一度に印刷・発行したもの。刷りを重ねる場合は，刷次が異なっても，同一版であれば，誤植等の微細な訂正を除いて内容に変更はないのが普通。」<sup>19)</sup>

#### 4. 米国の『議会図書館記述目録規則 増訂版』<sup>20)</sup>における刷

刷が異なる資料の扱いとしては、1)複本、2)同じ版の刷り違いとして扱う異刷、3)版が異なるものとして扱う異版、の3種類がある。(4. 刷り、抜刷り、等 4:1 刷りと写真複製)<sup>21)</sup>

- 1) 出版年と出版者名の形式以外の細部が一致する場合は複本として扱い<sup>22)</sup>、「複本として取扱った刷りは、出版年の相違又は、出版者名形式の変化以外の相違事項を明記して注記する。」(4. 刷り、抜刷り、等 4:1 刷りと写真複製)<sup>23)</sup>
- 2) 出版地と刊年以外が一致する場合は刷りとして扱う<sup>24)</sup>。そして「刷りの間の差異が複本としてあつかうには大きすぎるが、図書の書名とテキストが同一である[と]きは、別の刷りとして目録する。(中略)後に受入れた(ママ)刷りを区別するための書誌的詳細を明記する。」<sup>25)</sup>
- 3) それ以外の相違がある場合は別の版として扱う。<sup>26)</sup>

そのため、版のみならず、必要に応じて刷りも区別することが明記されている。「単行書目録作業の目的はそれを確認し、かつ他の著作のみならず、同一著作中の異版、時として同一版次中の別の刷りからそれを識別することにある。」(3. 単行書 3:1 目的)<sup>27)</sup>

しかしすべての刷りを収集するわけではないので、刷りによる相違の記録は必要に応じてなされることになる。「ある版の種々の刷りを区別するためには、非常に多様な詳細を記述することが必要になるかも知れない。しかし議会図書館においては、ある種の貴重図書の場合をのぞいては、ある版の種々の刷りを収集する方針をとってはいない。したがって刷りを区別する程充分詳細に著作を記述することはしていない。」(同前 A. 識別)<sup>28)</sup>

「版」や「刷」という語の用法については統一されていないことが明記されている。

「図書の版次は常に目録記入に記載するが、刷次は特に書誌的に重要な図書の場合にかぎって記載する。そのために、目録作成者は出版者間で版とか刷りとか印刷という語、もしくはそれらに該当する外国語の使用について統一性を欠いていることをわきまえ、容認された定義によってそれらを解釈することが必要となる。edition とか edizione 等の用語が、図書の版を意味するか、刷りを意味するかについて疑問があるときには、書名か著者表示のつぎの慣習的な位置にそのまま表示する。」(3:7 版次)<sup>29)</sup>

「書名か著者表示のつぎの慣習的な位置」というのは版次を記録する位置であると考えられるので、上の規定はすなわち、版という語が使用されていなくても、書誌的に重要であるか、もしくはその意味するところが版か刷りが不明の場合は版として記録するということになる。

出版年は標題紙に表示された年を記録する。「一般に標題紙上の出版事項の出版年をもつ

て出版年とする。実際にその図書が世間一般に販売されたり、頒布された年が標題紙上の出版年と相違していることがわかったときは、目録記入では標題紙上の出版年のあとに付記する。」(3:13 出版年)<sup>30)</sup>

## 5. Anglo-American Cataloguing Rules における刷

### 1) AACR North American Text

*Anglo-American Cataloguing Rules* (以下 AACR) の North American Text においても、「版」や「刷」は使用されている語により判断されるものではなく、カタログガーが判断しなければならないことが明記されている(上に引用した『議会図書館記述目録規則』とほとんど同じ文言であるが引用しておく)。

「図書中の版表示は、常に目録記入に記載するが、刷次 (*impression or printing*) は特に書誌的に重要な図書の場合にかぎって記録する。そのために、カタログガーは出版者間で版とか刷りとか印刷という用語、もしくはそれらに該当する外国語の使用について統一性を欠いていることをわきまえ、容認された定義によってそれらを解釈することが必要となる。”*edition*”とか”*edizione*”等の用語が、図書の版を意味するか、刷を意味するかについて疑問があるときには、書名か著者表示のつぎの慣例的な位置にそのまま記載する。」(135. 版表示)<sup>31)</sup>

出版年は、常にタイトルページにあるものを記録するが、どちらかといえば後刷の年が重視されている。

「図書の標題紙上の出版年をつねに記載する。」(141. 出版年)<sup>32)</sup>

そして、「後からの刷りやリプリント版の標題紙にもとの出版年しか表示されていないときはリプリントの年代を付記する。」が、逆の場合、すなわち後刷やリプリント版で、標題紙に後刷の出版年しかない場合は、そのみを出版年として記録すればよいことになるので、いずれの場合でも後刷の年は常に記録されることになる。

しかしこの規定はその後、初刷の出版年に変更された。

「出版年はその版の初刷りの出版された年とする。別の出版者によるリプリント版の場合は、そのリプリント版の初刷りの出版された年を出版年とする。」<sup>33)</sup>

そして刷により内容に相違がある場合でも、その刷年は出版年として記録するのではなく、出版年に付記される。

「もし初刷りと後の刷りの年に相違があり、例えば本文の変更を含んでいるために後者を後の刷りとして識別することが重要である場合には、出版年のあとに後の刷りの年を”*printing*”という語をそえて付記してもよい(角がっこは使用しない)。」<sup>34)</sup>

さらに、タイトルページにある出版年がその版の初刷であればその出版年を採用するが、それが後の刷年である場合は、その年ではなくやはり初刷の年を記録して、刷年は出版年のあとに記載する。

「もしタイトルページの年が後の刷りである場合は、その年を出版年のあとに、その出版物において表示されている場所を示して記載する。」<sup>35)</sup>

このように、あくまでも最初の刷を出版年として記録するという原則に変更された。

## 2) AACR British Text

**American Text** と同様に、刷は通常は版表示としては記録しない。

「ほとんどの目的について、図書は版に属するものとみなされ、刷や印刷は（その作品の書誌的来歴を強調する必要がない限り）無視する。」（135. Edition）<sup>36)</sup>

しかし出版年は初期の **American Text** と異なり、原則として印刷年ではなく版の出版年である。

「記録するのはその版の日付で、その相違が重要である場合は印刷年や著作権年を付記する。版の日付が不明で、その資料がリプリントであることが分かっている場合は、刷年を記録し、“reprint” の語を丸括弧に入れて付記する。その出版物や他のどこかにそうでないという確証がない限り、発行の日付を版の日付とみなす。」（142. Date）<sup>37)</sup>

したがって、刷年は重要でない場合は記録しないし、記録する場合でも出版年の後ろに付記することになる。

## 3) AACR2

版の情報はその資料にある版表示を記録する。そして版か刷かが不明の場合は「版」という語があれば版とみなす、と明記された。

総則では、「表示が版表示であるかどうか判断できない場合は、**edition, issue, version** といった語（または他の言語でこれらに相当する語）があれば、それを版表示であるとみなし、そのように記録する。」（1.2B3.）<sup>38)</sup>

図書については、「著作のある版が、当該著作の他の版と相違点があるか、または当該著作の特に名づけられた増刷（**named reissue**）である場合、その版に関連する表示は、1.2Bの指示のように転記する。」（2.2B1）<sup>39)</sup>

なお、任意規定として、版表示がない場合でも、内容に重要な相違がある場合は版表示を補記できる。

「記述対象が版表示を欠くが、以前の版とくらべて重要な変更があることがわかる場合は、適切で簡潔な表示を本タイトルの言語と文字で、角がっこに入れて補記する。」（2.2B3 任意規定）<sup>40)</sup>

この任意規定を採用する場合は、資料中に表示がなくても、内容の変更により版表示を記録する、すなわち別の書誌情報として記録することができる。

出版年はその版の最初の刷年と考えられる。

「版エリアに記載した版の出版年、頒布年などを記載する。版表示がない場合は、初版の日付を記載する。」（1.4F1）<sup>41)</sup>

巻末の用語解説では、

「Edition (版) 1. 図書並びに図書に準ずる資料の場合、直接の接触または写真的方法のいずれかによって、実質的に同型の印刷イメージ (原版) から製作された資料のすべてのコピー。」<sup>42)</sup>

「Impression (刷) 同時に印刷されたある版のすべてのコピー。」<sup>43)</sup>

## 6. NACSIS-CAT の『目録システムコーディングマニュアル』における刷

NACSIS-CAT は日本の多くの大学図書館が参加する書誌ユーティリティである。書誌レコードは参加館で共有し、請求記号や登録番号など参加館の所蔵資料に固有の情報は、その書誌レコードにリンクされた各館固有のレコードである所蔵レコードに記録する (書誌レコードに記録する内容は FRBR の表現形と体現形に、所蔵レコードは個別資料にほぼ対応すると考えて良い)。記述の内容は、和資料は NCR1987、洋資料は AACR2 に準拠し、データベースへの登録に関する部分については『目録システムコーディングマニュアル』などによって規定されている。

版表示は書誌レコード中の ED フィールドに記録し、版表示が異なる資料は別の書誌レコードとする。しかし NCR1987 に準拠する和図書であっても NCR1987 とは異なり、資料中に「版」と表示されているか「刷」と表示されているかではなく、あくまでも内容に相違がある資料を識別するための語を ED フィールドに記録する。

「表示されている、版や刷を意味する情報が本当に版表示であるかどうかは慎重に判断しなければならない。奥付に版の表示があっても、それが単に「刷」を意味するようなものであるならば、その情報は ED フィールドに記録してはならない。一方、「刷」と表示されていても、内容的に変更があったことが他の情報源、あるいは本文中等から容易に判明するならば、その「刷」の情報を ED フィールドに記録することができる。」(第 2 章 和図書書誌レコード 2.2.2 ED 2.2.2H 《注意事項》 H1)<sup>44)</sup>

ここで、「内容的に変更があったことが他の情報源、あるいは本文中等から容易に判明するならば」と、「容易に」と断っていることに注目しておきたい。刷の相違で内容が異なるかどうかは、特に情報がない限りは一文字ずつ照合しなければ分からないが、そのような容易に判明しない相違についてまで刷の情報を ED フィールドに記録して別書誌レコードとすることが要求されているわけではない。

また、別書誌を作成する基準については『目録システムコーディングマニュアル』第 0 章 総則 0.4.1B [新規レコード作成の判断基準] に規定されている。ここでは版表示や副次的版表示の相違は新規レコード作成の根拠となり得る<sup>45)</sup>とした上で、「版ではなく刷の情報を示す版表示の相違」については新規レコード作成の根拠とはならない<sup>46)</sup>とあり、ここでも使用されている語が「版」か「刷」かではなく、あくまでもその意味するところにより扱いが異なることが強調されている。

他方、内容が異なるかどうかに関わらず、当該資料の刷年は各館固有の所蔵レコードに記録することができる。

所蔵レコードの「CPYR フィールドには、刷の相違等の理由により、図書書誌レコードの出版年(PUB)と異なる、参加組織等の所蔵する現物(コピー)の出版の日付(又は著作権表示の日付)を記録する。」(16.2.4 CPYR)<sup>47)</sup>(ここでは「記録する」とあるが、入力レベルは「選択」であるので、記録するかどうかは所蔵レコードを登録する参加館の判断に任されている。)

なお、和洋図書ともに出版年についての特別な規定はないので、それぞれ NCR1987 と AACR2 に基づいて記録することになる。

## 7. ISBD 統合版における刷

記述の基礎は版である。

「ISBD は、知的内容と物理的形態の両方について同じ性質、すなわち版を持つ一組の資源の記述を作成するのに使用される。版は資源上の版表示や出版者による情報によって同定される。二つの資源の間のいかなる要素における重要な相違も、内容が異なる版であり、別の記述とするべきであることを示す。」(A.2.1 書誌的記述の対象)<sup>48)</sup>

ここでは「資源上の版表示や出版者による情報によって同定される」とあるが、「版」という語が使用されていても、その実態が刷であれば版としては扱わない。すなわち、「特定の国や言語の出版物に顕著に見られるように、版やその同義語を含む表示が刷の情報を表している場合は版表示とは見做さない。」(2.1.1)<sup>49)</sup>

つまり、「版」と表示されていても内容に相違がない場合には刷として扱うのであるから、内容に相違があるかどうかを常に確認する必要があることになる。

出版年については、出版の日付としか規定されていない。

「当該資料の出版、製作、販売の日付を記録する。」(4.3.1)<sup>50)</sup>

出版年、制作年、販売年が不明の場合に、印刷年などをその種類を明示して記録する。

「出版年、製作年および販売年が資源中に表示されていない場合は、代わりに著作権年、法定納本年、印刷年もしくは製作年を記録する。日付の種類を記録する。」(4.3.7)<sup>51)</sup>

## 8. 書誌レコードの機能要件における刷

### 1) FRBR

『書誌レコードの機能要件(以下 FRBR)』においては、版は表現形の属性であると同時に表現形のその他の特性にも挙げられている。

表現形の属性であることは、「本研究で定義する表現形の論理的属性は、以下のとおりである。(中略) 版・刷表示」(4.4 表現形の属性)<sup>52)</sup>と明示されている。



表現形については、表現形の「その他の特性とは、同一著作の異なる表現形を識別するのに役立つ、表現形の一切の特性である（例：聖書の英語テキストの多様な版あるいはバージョンを識別するのに用いられる名称、あるいは「改訂第 2 版」のような表現形の知的内容に関する版表示）」（4.3 表現形の属性 4.3.5 その他の特性）<sup>53)</sup>とある。

したがって、版が異なれば別の体现形であると同時に、別の表現形としても扱うことになる。なぜ体现形と表現形の両方の属性にしてあるかという点、体现形の版表示によって表現形が異なることが推測できるからである<sup>54)</sup>。つまり、現物資料に表示されている版表示は体现形に表示されている情報なので体现形の属性なのだが、それと同時に、表現形が異なることをも表しているのが表現形の特性にもなるのである。

本来なら、「厳密に言えば、いかなる知的・芸術的内容の変更も表現形の変更となる。このように、テキストが改訂され修正される場合、その修正がどのように小さくとも、結果として生まれる表現形は新たな表現形とみなす。」<sup>55)</sup>のであるから、内容に相違があれば版表示の有無に関わらず別の表現形である。しかし表現形だけを見て判断するためには、例えば図書の場合は厳密には一文字ずつ比較しないと同一表現形かどうかは分からない。このような比較は実作業上不可能であるので、体现形に表示されている版表示によって異なる表現形であることを推測するために、版表示は体现形と表現形の両方の属性としてと考える。

逆に言えば、異なる表現形であることが体现形に明らかに表れていない場合には、必ずしも異なる表現形として扱う必要がないことになる。

すなわち、「実用レベルにおいて、著作の異なる表現形どうしをどの程度まで書誌的に区別するかは、ある程度までは著作自体の性質および予想される利用者ニーズにかかわっているであろう。（中略）表現形のより詳細な分析・比較からのみ明らかとなる相違（例：シェイクスピアのハムレットのいくつかの初期テキスト間の相違）は、著作の性質や名声がこのような分析を正当化し、その区別が利用者にとって重要であることが期待される場合のみ、そのデータに反映されることになるであろう。」<sup>56)</sup>とあり、わずかな相違を根拠として常に異なる表現形として扱わなければならないものではない。したがって、増刷に際して一語でも変更があれば厳密には別の表現形ではあるが、実際にどの程度の相違を別の表現形として扱うかは利用者にとっての重要性によって判断することになる。

日付は、表現形と体现形の各々の日付がそれぞれの属性である。

「表現形の成立日付とは、表現形が創造された日付（著作の特定テキストが執筆ないし改訂された日付、歌曲が演奏された日付等）である。この日付は単一の日付の場合と範囲を示す日付の場合がある。確認可能な表現形の成立日付が存在しない場合には、表現形の日付を出版ないし公開日付に結びつけることがある。」（4.3 表現形の属性 4.3.3 表現形の成立日付）<sup>57)</sup>

体现形については、図書の場合は出版年であり、なければ印刷年などを記録する。

「体现形の出版日付・頒布日付とは、体现形の公開日付（通常は年）である。この日付は、

出版または公開の単一日付の場合もあるし、一連の日付の場合（たとえば、逐次刊行物の場合）もある。出版または公開の日付として指示している日付が存在しない場合には、著作権表示日付あるいは印刷日付や製作日付が代替としての役割を果たす場合がある。」(4.4 表現形の属性 4.4.6 出版日付・頒布日付) <sup>58)</sup>

## 2) FRBR-LRM における刷

まだ意見募集のためのドラフトであるが、2016年2月に公開された FRBR-LRM についても見ておく。これは FRBR-FRAD-FRSAD という FRBR ファミリーを統合することを目指したものであるが、ここでは、些細な相違を同じ表現形として扱うことについて、「同じ表現形の異なるインスタンス」という表現が使われている。

「綴りや句読点の訂正のような小さな変更は、同じ表現形の異なるインスタンスと見做される。」<sup>59)</sup>

この場合でも、刷による内容の変更を基に別の表現形として扱うかどうかは、資料の性質と相違の重要性に鑑みて判断することになるであろう。

## 9. RDA: Resource Description and Access における刷

表現形の日付は出版の日付である。

「出版日付は資源の出版、公開、発行に関わる日付である。」(2.8.6 Date of Publication. 2.8.6.1 Scope) <sup>60)</sup>

表現形の日付が不明の場合は、その版の最初の刷の日付を表現形の日付として扱うので、多くの場合は表現形の日付と同じになると考えられる。

「表現形の日付は表現形に関連する最も早い日付である。(中略) もし表現形の日付が特定できない場合は、その表現形が具体化している最も早く知られている表現形の日付を表現形の日付として扱う。」(6.10 Date of Expression. 6.10.1 Basic Instructions on Recording Date of Expression. 6.10.1.1 Scope) <sup>61)</sup>

刷は製作年として扱う。

「出版物については、製作表示には印刷、複製、鋳造、その他に関わる表示を含む。」(2.10 Manufacture Statement. 2.10.1.1 Scope) <sup>62)</sup>

版と刷の区別については特段の言及はないが、版が表現形の属性であると同時に表現形のその他の識別特性に挙げられている点は FRBR と同様である。

また巻末の用語解説では、版表示として「ある資源が属する版を特定する表示」<sup>63)</sup>のみが挙げられている。

## 10. これからの刷情報の記録について

以上見てきたように、書誌情報として記録する出版年は、その資料の刷の出版年からその資料が属する版の初刷の出版年へと変わってきた。それぞれの図書館で所蔵する個別の資料について、その資料の特徴を記録していたものが、同じ内容の資料については同じ記述とすることで、目録カードなどの再利用がしやすくなったと思われる。しかしその結果として、かつてはその資料がどの刷のものなのかを知ることができたが、今日ではその情報が記録されるのは一部の資料に限られることになった。

これは、内容に変更があったものは版表示が異なり、刷表示のみが異なるものについては内容に変更がないか、もしくはあったとしても僅かなので記録する必要はない、という前提に立つものであるが、実際には刷により内容に変更が加わる場合も多い。(NCR1987 の用語解説でも、内容に相違がありうることは認識されている。)

そのため、次の目録規則等では、刷であってもその変更が重要であれば版次として扱うことができるようにはなっている。NCR1987 では刷次に改訂、増補等の表示がある場合には付加的版表示として記録する。AACR2 の任意規定では内容に相違がある場合は版表示として記録することができる。NACSIS-CAT では和洋図書ともに、資料中の表示が版か刷かではなく、内容に相違があれば版の相違として扱うことができるが、一方では容易に判明する限りにおいて、という但し書きがある。

しかし刷により内容に相違があるかどうかは簡単には判明しないことが多いので、実際の目録作業においては、その判断に苦慮することも多い。AACR North American Text ではカタログガーが判断しなければならないことをわざわざ明記していたし、判断ができない場合には版という語が使用されていれば版として扱うという運用方針が示されていた。また、FRBR では内容に相違があれば本来は別の表現形のレコードであるが、それは原則として体現形に表示されている版表示から判断するものである。体現形に表示されていない程度の相違については、利用者にとって重要な場合についてのみ別の表現形とし、FRBR-LRM では「同じ表現形の異なるインスタンス」として扱うことが提案されている。

しかし、資料中に表示されていない場合でも、内容に相違がある場合には利用者の識別のために記録する必要があるのではないだろうか。

刷により内容に相違がある例は枚挙に暇がないが、ここでは例として『カラマーゾフの兄弟』の誤訳問題を取り上げる。光文社古典新訳文庫所収の『カラマーゾフの兄弟』に多数の誤訳があり、20刷と22刷で117箇所が修正されたというものである<sup>64)</sup>。ここではもちろん光文社版が誤訳かどうかを論じるものではなく、20刷より前の刷と、23刷以降の刷では本文が訂正されていて内容が異なるという事実に注目する。しかも改訳されたことは資料中には明記されていないので、現在の目録規則に基づく通常の記述としては、初刷も23刷も同じものとして扱われることになる。

しかし、20刷と22刷で誤訳が修正されているという情報を得ている利用者がいれば、どうせ読むなら23刷以降のものを入手したいと考えるのが当然ではないだろうか。にもかかわらず、NDL-OPACでもNACSIS-CATのデータを使用しているCiNiiBooksでも刷の

情報は明示されていないため、23刷以降のものを読もうと思っても同定することができない。しかし、利用者に資料の識別・同定に必要な情報を提供するという書誌情報の目的に鑑みるならば、その資料がどの刷なのかを明示するべきであると筆者は考える。

とはいえ、初刷の資料を元に書誌レコードを作成する時点では、後刷で内容が変更されるかどうかは不明であるし、後刷の資料を元に書誌情報を検討する際にも、内容に変更がある旨が資料中に記載されているとかページ数が異なるなど、明確な相違がなければ通常は変更があるかどうかはわからない。そして『カラマーゾフの兄弟』の例のように、後刷の出版後しばらく日数が経過してから途中で内容が修正されたことが判明するケースも多いと思われる。したがって、目録作業時に内容に相違があれば別書誌レコードとする、という方法は採ることができない。かといって、刷により内容に相違がないことも多いであろうから、すべての刷ごとに別書誌レコードとすることは、利用上も管理上もかえって混乱を招くであろう。したがって、とりあえずは刷が異なっても同じ書誌レコードとしておき、後に内容に相違があることが判明した時点で、必要に応じて別の書誌レコードとするか、あるいは注記を追加するなどに対応することが現実的である。

次に、これを記録する場所について検討する。これは書誌レコードとしてどのような構成を採用するかによって大きく異なるが、ここではRDAのシナリオ1<sup>65)</sup>、すなわち著作、表現形、体現形、個別資料ごとに個別のレコードを作成する、という場面について考えることとする。

RDAでは体現形の情報として、その体現形に具体化されている表現形のIDや典拠形アクセスポイントを記録することで、その表現形がどれであることを示す。したがって、刷により別の表現形レコードを作成する場合は、体現形のレコードにその表現形のIDなどを記録すればよい。しかし前述のように刷により内容が異なるかどうか不明の時点では、すべての刷について個別の表現形を作成することは無駄であるので、とりあえずは一つの表現形として扱っておき、別の表現形であることが明らかとなった時点で異なる表現形として扱えるようにしておけば良いであろう。そして刷の情報は表現形のその他の特性であるから表現形のレコードに記録することになる。しかし上で見たように、内容に相違があるかどうか不明の段階ではとりあえず同じ表現形として扱っておくとすると、その資料が本来はどの表現形のものなのかが分かるように、別のところに記録しておく必要がある。その場合には、記録する場所は一段下の体現形となるが、体現形も別になるかどうか不明なのであるから、さらに下の個別資料の情報として記録せざるを得ない<sup>66)</sup>。つまり、刷により内容に相違があるかどうか不明の場合は、刷に関する情報を個別資料の情報として記録しておき、内容に相違があり別の表現形とすべきことが判明した時点で注記としてその旨記録するか、あるいは別の表現形のレコードを作成し、該当する体現形と個別資料のレコードをそれに関連付けし直す、という作業手順とすれば良いのではないだろうか。(個別資料の情報を見ればそれがどの刷なのかがわかるので、リンク関係を変更する前の状態でも資料の同定に支障はない。)

## 11. おわりに

刷の情報を個別資料に記録するというのは、現在の NACSIS-CAT で所蔵レコードに記録していることとほぼ同じであるが、利用者に刷の情報を提供するためには刷次と刷年を確実に記録する必要があることと、後に別の表現形であることが判明した際に表現形のレコードを分けるにあたって、個別資料の関連付けがしやすくなるようなシステムの機能が望まれることを付記しておきたい。

- 1) 文部省. 図書館管理法. 金港堂書籍, 1912 所収, p. 3
- 2) 青年図書館員聯盟目録法制定委員会編. 日本目録規則. 間宮商店, 1943, p. 36
- 3) 同前, p. 36 「98. 出版事項記載順序 出版事項ヲ標題紙又ワ奥付ニ據リ, 標題ト同一語才以テ, a.出版地, b.出版者, c.出版年紀ノ順序ニテ記載スベシ。」
- 4) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 1952 年版, 日本図書館協会, 1953, p. 52
- 5) 同前, p. 48
- 6) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則, 1965, p. 99
- 7) 同前, p. 105
- 8) 同前, p. 147
- 9) 同前
- 10) 同前, p. 153
- 11) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 新版予備版. 日本図書館協会, 1989, p. 18
- 12) 同前, p. 19
- 13) 同前, p. 84
- 14) 同前
- 15) 同前, p. 80
- 16) 日本図書館協会目録委員会編. 日本目録規則. 1987 年版改訂 3 版. 日本図書館協会, 2006, p. 70
- 17) 同前 p. 75
- 18) 同前, p. 42
- 19) 同前, p. 412
- 20) 大内直之, 丸山昭二郎, 河嶋慎一訳. 議会図書館記述目録規則. 増訂版. 日本図書館協会, 1961 (1949 年発行の *Rules for Descriptive Cataloging in the Library of Congress* に、その後の補足・訂正 (Additions and Changes, 1949-1958) および特殊資料の記述目録規則をまとめて翻訳したもの。本稿では、さらにその後の改訂を反映させた第 3 刷 (1965 年) を参照した。)
- 21) 同前, p. 45 「ある版のさまざまな刷りは複本か, 異刷か, もしくは異版として目録する。
- 22) 同前, p. 13 「もし最初に目録された刷りの記述に, あとから受け入れられた刷りの記述のすべての細部が一致したときと, 出版年と出版者名の形式のどちらか一方もしくは両方をのぞくすべての細部が一致したときには, 複本として蔵書に加えられる。」
- 23) 同前, p. 45
- 24) 同前, p. 13 「〔出版地, もしくは出版地および刊年のみが相違する刷りは, 刷りとして扱う。(1964 年 9 月追加)〕」
- 25) 同前, p. 45 (引用文中の訂正は筆者)
- 26) 同前, p. 13 「もしそれ以外の相違点があるときには, その刷りは別の版としてとりあつ

---

かわれるのが普通である。」

27) 同前, p. 13

28) 同前

29) 同前, p. 19

30) 同前, p. 23

31) 大内直之, 丸山昭二郎訳. 英米目録規則. 日本図書館協会, 1968, p. 215

32) 同前, p. 219

33) 大内直之, 丸山昭二郎訳. 英米目録規則補遺 北米版 修正および改訂・増補事項. 日本図書館協会, 1977, p. 77

34) 同前

35) 同前

36) The American Library Association, et al. Anglo-American Cataloguing Rules. British Text. The Library Association, 1967, p. 165

37) *ibid.*, p. 168

38) 米国図書館協会ほか. 英米目録規則. 第2版. 日本語版. 日本図書館協会, 1982, p. 30

39) 同前, p. 64

40) 同前, p. 30

41) 同前, p. 37 “For published items, give the date (i.e., year) of publication, distribution, etc., of the edition, revision, etc., named in the edition area. If there is no edition statement, give the date of the first publication of the edition to which the item belongs.”

42) 同前, p. 625

43) 同前, p. 626. なお、この用語解説には「Issue (修正刷)」という語が掲載されている。この語の解説は「1. 図書ならびに図書に準ずる資料の場合、些細だが明白な相違点によって、同一版のその他のコピーと区別できる別個な1群を形成するある版のコピー。通常、ほとんどはもとの印刷イメージ(原版)に組み入れられた訂正や校訂のある新しい刷(Impression)」というもので、まさに本稿が対象としている内容の異なる刷のことである。しかし本文中においてこの意味で用いられているのは、先に引用した版か刷かが不明の場合に版として扱う語の一つとして挙げられている箇所と、電子資源の章で「微細な変更が加えられた資源の issue は新しい版として扱わない。(Do not treat an issue of a resource that incorporates minor changes as a new edition.)」とある箇所だけであり、それ以外はすべて継続資料の連続する号の意味で使用されている。

44) 国立情報学研究所. 目録システムコーディングマニュアル. 第2章 和図書書誌レコード 2.2.2 ED 2.2.2H 《注意事項》H1 なお、洋図書では項の構成や規定の文章が異なっているが、同様のことが規定されている。「第4章 洋図書書誌レコード 4.2.2 ED 4.2.2H 《注意事項》H1 規定の情報源上の表示を版表示であると判断してよいかどうかは慎重に検討しなければならない。既存の書誌レコード(総合目録データベース中、参照ファイル中を問わず)に記録されている情報(特に大きさ、ページ数等)と、これから登録しようとしている目録対象資料とで、データに不整合が見られないかどうかを判断する必要がある。この結果、版の表示があっても、それが単に「刷」を意味するようなものであるならば、その情報はEDフィールドに記録してはならない。/H2 タイトルページの裏や奥付では「刷」を意味する表示であっても、内容的に変更があったことが他の情報源、あるいは本文中等から容易に判明するならば、その「刷」の情報をEDフィールドに記録することができる。」

45) 同前. 0.4.1B4.1 (版表示、副次的版表示). [http://catdoc.nii.ac.jp/MAN2/CM/0\\_4\\_1.html](http://catdoc.nii.ac.jp/MAN2/CM/0_4_1.html), (参照 2016-9-28)

46) 同前

47) 同前. 16.2.4 CPYR. [http://catdoc.nii.ac.jp/MAN2/CM/16\\_2\\_4.html](http://catdoc.nii.ac.jp/MAN2/CM/16_2_4.html), (参照 2016-9-28)

- 
- 48) ISBD Review Group. ISBD: International Standard Bibliographic Description. Consolidated ed., De Gruyter Saur, c2011, p. 2 “The ISBD is used to create a description of a set of resources that bear the same characteristics in respect to both intellectual content and physical format, i.e. an edition. An edition may be identified by an edition statement on the resource or by information provided by the publisher. A major difference between two resources in any of the elements indicates that different editions are involved and separate descriptions are required.”
- 49) *ibid.*, p. 95 “A statement that includes the word edition or its equivalent is not considered an edition statement when it represents printing information, as is typical in publications of certain countries or in certain languages.”
- 50) *ibid.*, p. 145 “The date or dates of publication, production or distribution of the resource are given.”
- 51) *ibid.*, p. 148 “When there is no date of publication, production or distribution on the resource, the copyright date, legal deposit date, or date of printing or manufacture is given in its place. The type of date is indicated.”
- 52) 和中幹雄ほか訳. 書誌レコードの機能要件. 日本図書館協会, 2004, p. 45
- 53) 同前, p. 43
- 54) 同前, p. 26. 「同一形式の異なる表現形（例：あるテキストの改訂版）が、異なる表現形として間接的に識別されることが多いのは、表現形を具体化している体現形を識別するのに用いられる属性（例：版表示）に関連するデータによって、その相違が明らかとなるためである。」
- 55) 同前, p. 25-26
- 56) 同前, p. 27
- 57) 同前, p. 42
- 58) 同前, p. 47
- 59) Pat Riva, et al. FRBR-Library Reference Model. [http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/frbr-lrm\\_20160225.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/cataloguing/frbr-lrm/frbr-lrm_20160225.pdf). IFLA, 2016, p. 16, (参照 2016-9-28)
- 60) RDA Toolkit. <https://access.rdatoolkit.org/> (参照 2016-9-28), 2.8.6 Date of Publication. “A date of publication is a date associated with the publication, release, or issuing of a resource.”
- 61) *ibid.*, 6.10.1.1 Date of Expression. “Date of expression is the earliest date associated with an expression.(...)If no specific date can be identified as the date of expression, treat the date of the earliest known manifestation embodying the expression as the date of expression.”
- 62) *ibid.*, 2.10.1.1 Manufacture Statement. “Manufacture statements include statements relating to the printing, duplicating, casting, etc., of a resource in a published form.”
- 63) *ibid.*, Glossary “edition statement A statement identifying the edition to which a resource belongs.”
- 64) 木下豊房. 亀山訳『カラマーズフの兄弟 I』「検証」「点検」その後. <http://www.ne.jp/asahi/dost/jds/dost122.htm>, (参照 2016-5-25) この事例は和中幹雄氏に教えて頂いた。
- 65) Tom Delsey. RDA Database Implementation Scenarios. <http://www.rda-jsc.org/archivedsite/docs/5editor2rev.pdf>, (参照 2016-9-28)
- 66) なお、資料の価格も本来は体現形の情報であるが、改定されることも多いので、個別資料の情報として記録するのが現実的に有効であると考えられる。

(かにせ ともひろ 株式会社紀伊國屋書店)

(2016 年 9 月 30 日受付)

(2016 年 10 月 16 日受理)